

☎は問い合わせ先です

1月1日から「自動車リサイクル法」がスタートしました

自動車リサイクル法では、車をお持ちの皆さんに「リサイクル料金の支払いをお願いします。車の登録・車検などの際に支払いの確認がなされ、廃車は自治体に登録した引き取り業者に引き渡していただく必要があります。」
Q 自動車リサイクル法って何？
A ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、車のリサイクルについてメーカー、関連事業者、車の所有者の役割を定めた法律です。原則としてすべての4輪自動車が対象です。

Q リサイクル料金はいつ支払う必要があるの？
A 新車は購入時に、今お乗りの車は制度スタート後の最初の車検時までに。車検前までに廃車となる場合は廃車時にリサイクル料金の支払いが必要です。
 ④自動車リサイクルシステムコンピュータセンター(コールセンター) 03-5673-7396
 ※受付時間 平日9時~17時 (土・日・祝日を除く)



Q 「リサイクル料金」って何？
A 車ごとにメーカーや輸入事業者が設定します。リサイクル料金は車のリサイクルの障害となっていないシュレッダーダスト(車の解体・破碎後に残る廃棄物)、フロム、エアバックのリサイクル・適正処理などに使われます。

申告相談にお越しの際は、確定申告用紙を持参ください

市では、2月2日から3月15日まで、市・県民税の申告相談を行います。市で準備している所得税の確定申告用紙は、枚数に限度がありますので、市で申告をされる方で税務署より送付された確定申告用紙をお持ちの方は、忘れずに持参ください。
 特に、所得税の予定納税をした方については、送付された確定申告用紙に記載された予定納税額を入力して第3期分の税額を算出することになりますので、必ず持参してください(税務署より送付された確定申告用紙がない場合は、市では申告できません)。
 ④税務課市民税係 022-13313

職場でのトラブル解決を労働局がお手伝いします

最近、個々の労働者と事業主との間のトラブル(個別労働関係紛争)が急激に増加しています。労働局では、個別労働関係紛争の未然防止、迅速な解決を促進するため、助言や指導、相談などを無料で実施しています。
 ④宮城労働局総合労働相談コーナー 022-299-8834
 大河原労働基準監督署 0224-53-2154

軽自動車・バイク・農機具などの廃車手続きは3月中に!

軽自動車や原付バイク、農機具などは、4月1日現在で登録されている方に一年分の軽自動車税が賦課されます(普通自動車のように、月割りで課税されたり還付されたりすることはありません)。現在、使用されていない軽自動車などをお持ちの方は、3月までに「廃車」の手続きをされれば、17年度から税金が発生しません。手続きをお忘れなく!
 詳しくは次の機関までお問い合わせください。
 ○原付バイク・農機具など 市税務課総務係 022-1313
 ○軽自動車・軽二輪など 宮城県軽自動車協会 022-232-5724
 ○二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 022-235-2511

所得税の確定申告書は自分で書いてお早めに提出を

平成16年分の所得税確定申告の相談および申告書の受付は、2月16日から3月15日までです。土日祝日など税務署の閉庁日には、相談および申告書の受付は行っておりませんが、申告書は郵送または税務署の時間外収受箱に投函して提出することもできます。
 また、国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」では、インターネットに接続したパソコンで作成した申告書をカラープリンターで印刷すれば、そのまま税務署に提出できるサービスを提供しています。
 ●国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>
 ④大河原税務署 0224-52-2202

自賠責保険・共済の期限が切れていませんか?

自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、バイク・原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられている保険です。特に、車検制度のない原動機付自転車、軽二輪自動車は、期限切れ・かけ忘れにご注意を!
 ④東北運輸局宮城運輸支局輸送課 022-235-2515

2月は児童手当の支給月です

2月4日に、昨年10月から今年1月までの4カ月分の児童手当を振り込みますのでご確認ください。もし振り込まれていない場合は、市民課まで問い合わせください。
 ④市民課総務係 022-1312



知っていますか? 建退共制度

建退共制度は、建設現場で働く方々のための退職金制度です。
 <建設事業主のみなさまへ>
 ●申し込み手続きは簡単です!
 ●経営事項審査で加点されます!
 ●掛け金は全額非課税で国が一部を補助します!
 <建設現場で働くみなさまへ>
 建退共の手帳を持っていますか? 事業主が変わっても退職金は通算して計算されます!
 ④建退共宮城県支部 022-263-2973

不妊専門相談センターを開設しています

宮城県では、皆様からの不妊についての相談に応じるため、不妊専門相談センターを開設し、専門の医師・助産師・臨床心理士による電話相談を東北大学に委託して実施しています。相談は無料。一人で悩まずにご相談ください。
 ●相談日 毎週木曜日15時~17時 (年末年始、祝祭日を除く)
 ●電話番号 022-728-5225
 ※電話予約の上、面接相談も行っていきます。
 ④宮城県保健福祉子ども家庭課 022-211-2633

宮城県特定不妊治療費助成事業のお知らせ

宮城県では、特定の不妊治療(体外受精・顕微受精)を受けているご夫婦に対し、1年度当たり10万円を限度として、通算2年間まで治療費の一部を助成しています。
 【対象となるご夫婦の条件】
 ①県が指定する医療機関で昨年4月1日以降に治療を開始した方
 ②ご夫婦の前年の所得の合計額が650万円未満であること。
 ③仙台市を除く県内の市町村に住んでいること など
 ④仙南保健福祉事務所母子障害班 0224-53-3132

国民年金からのお知らせ

■第一号被保険者(自営業者、農業従事者、フリーター)の皆様へ
 <国民年金保険料の口座振替>
 国民年金を受けると、加入しているだけで、毎月の保険料を納めることがとても重要です。納め忘れがあると、将来受け取る老齢年金の額が少なくなったり、全く受け取れなくなる場合があります。さらに、万が一のケガや病気で身体に障害が残ったときの障害年金や、亡くなったときの遺族年金が受けられない場合があります。
 納め忘れの危険を防止するには、口座振替の二利用をお勧めします。口座振替を利用すると、あなたの指定した口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくなります。また、一度手続きをすると、毎月納めに行く手間が省けます。しかも、口座振替の申し込みや引き落としには、一切手数料がかかりません。
 【口座振替の手続きは...】
 ①国民年金保険料納付案内書または年金手帳
 ②預金(貯金)通帳
 ③通帳届出印 をお持ちになつて、口座のある金融機関や郵便局で行ってください。

確定申告をされる方へ

●納めた国民年金保険料の金額が所得から控除されます!
 控除を受けられるのは、平成16年1月から平成16年12月までの1年間に納めた保険料です。この中には、毎月納めた保険料のほかに、前納した保険料、過去に免除を受けた期間について追納した保険料、納め忘れていた期間について納めた保険料、配偶者や家族のために納めた保険料も含まれます。また、「国民年金基金」に加入されている方も、掛け金の全額が控除対象になります。
 確定申告をされる際は、忘れずに控除手続きを行ってください。
 ●日本に住む外国人の方も、国民年金に加入しなければなりません
 加入手続きは、市民課国民年金相談係で行ってください。
 なお、厚生年金保険や共済組合に加入している方は、国民年金にも同時に加入していることとなりますので、手続きは不要です。また、厚生年金保険や共済組合に加入している方(妻)に扶養されるようになった場合は、健康保険の扶養の手続きと一緒に国民年金の手続きを夫(妻)の勤務先へ行うこととなります。

年金を受け取る要件

受給資格期間を満たせば、65歳から老齢基礎年金を受けることができます。万一の場合には障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることができます。
 国民年金を納めた期間または厚生年金保険の加入期間が単独で6カ月以上あり、年金の受給資格のない方は、日本国内に住所を有しなくなつて2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。
 ●大河原社会保険事務所 年金相談窓口の時間延長・休日開設のお知らせ
 ●時間延長 毎週月曜日19時まで(2月28日を除く)。祝日の場合は翌火曜日に時間延長
 ●休日開設(受付9時30分~16時) 2月19・20日(土・日) 3月12・13日(土・日)
 ④社会保険事務局大河原事務所 0224-51-3111
 市民課国民年金相談係 022-1312

